

XIX. スイス連邦

<要約>

	概要	特徴
1. 市場環境の特徴	<p>○社会構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：854 万人（2018 年 IMF 推計） <p>○経済環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：86,835 ドル（2018 年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：2.3%（2017 年 IMF 推計） ・ 1 ドル=0.99 スイスフラン、1 スイスフラン=110.84 円（2018/6/30） 	
2. 金融制度概要	<p>○銀行等の業態分類（機関数、総資産シェア、根拠法）（2017 年 12 月末）</p> <p>※いずれも根拠法は連邦銀行法/銀行規則（A とする）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大銀行（5、48.2%、A） ・ 州立銀行（24、17.7%、A/各州法） ・ 地域・貯蓄銀行（62、3.6%、A） ・ ライファイゼンバンク・グループ（1（個別行 255）、6.9%、A） ・ プライベートバンク（6、0.2%、A） ・ 外国銀行・外銀支店（99、10%、A/外国銀行規則） ・ スtock・エクスチェンジ・バンク（43、6.9%、A） ・ その他の銀行（14、6.4%、A） <p>○監督官庁：連邦金融市場監督機構（FINMA）</p> <p>○預金保険制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦銀行法により 10 万スイスフランまでの預金は優先債務となり、銀行・証券会社預金者保護協会（esisuisse）が不足額を払う預金者保護制度がある。 <p>○金融税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金利子所得：原則 35%源泉徴収 ・ 配当所得：35%源泉徴収 	<p>○ユニバーサル・バンキング制度を採用しているためどの銀行でもあらゆる金融サービスを提供可能だが、地域・商品の選択等により業態が分立している。</p> <p>○大銀行は UBS グループとクレディ・スイスグループが該当。2015 年、16 年に各々国内業務を分社化したことにより計 4 行になった（拠点登録上は 5 行）。</p> <p>○州立銀行、地域・貯蓄銀行、ライファイゼンバンクはリテール金融に注力。</p> <p>○2009 年の組織改革を経て、銀行・保険・証券等を一元的に管轄する FINMA が設立された。</p> <p>○預金者保護にあたり、esisuisse が加盟金融機関から徴求可能な金額は 60 億スイスフランが上限。</p> <p>○伝統的に預金者のプライバシーを厳重に保護してきたが、近年では外国と提携しての税務調査を行うようになってきている。</p>

<p>3. ポストフィナンスの概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○郵便貯金制度・経営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国有の株式会社スイスポスの100%子会社であるポストフィナンスが郵便貯金サービスを提供。 ○郵便公社等との関係・拠点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国に郵便局が 1,189 局、ポストフィナンス支店 40 店舗、ポストフィナンスのコンサルティングオフィス 55 ヶ所がある (2017 年 12 月末)。 ○顧客基盤・口座数・預金残高 (2017 年 12 月末) <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人口座：441.8 万、法人口座：39.1 万。 ・ オンラインバンクユーザー数：175.6 万。 ・ 預金残高 (Amounts due in respect of customer deposits) は 1,133 億スイスフラン。 ○主な商品・サービス <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金は決済口座、貯蓄口座、投資口座を揃えている。また提携金融機関と共同で住宅ローン、中小企業向けローン等を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○全国的な郵便制度は 1849 年に遡る。1990 年代から預金など金融商品の取り扱いを開始した。 ○預金受払、現金収納など基本的な金融サービスは郵便局で提供されることが多い。 ○ポストフィナンスの 2017 年の年間利用者数は 289.0 万人で、半分以上がオンラインサービスを利用。
<p>4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ポストフィナンス <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内 26 州中、24 州に店舗を展開 (2018 年 6 月時点)。 ・ 国内の商業用支払送金や決済の多くを処理する、国内最大級の送金・決済機関で、資産規模ではスイス第 7 位に相当。 ・ マイナス金利の影響で、個人の預金口座の一部がゼロ金利となった。 ○地域・貯蓄銀行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定地域に営業範囲を自主的に限定しており、上位 2 行を除き規模は小さい。 ・ 貯蓄預金と住宅ローンが事業の中心。営業収益に占める資金利益の割合は 75%程度。 ○ライフアイゼンバンク・グループ <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内各地域で預貸に特化した組合銀行が協同組合として組織化したグループ。 ・ 資金利益の割合が高く、営業収益に占める比率は 70%程度。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ポストフィナンスの預金額は直近 10 年間では増加しており、市場シェアも最近では 6%程度で推移。 ○大銀行に比べて預入金利は高めだったが、2016 年の金利改定で優位性はほぼ失われた。 ○地域・貯蓄銀行と州立銀行の違いは、前者が営業地域の制限を特に受けないのに対し、後者は原則本拠州内に営業範囲が限定されていることである。

<p>○マイナス金利の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポストフィナンスでは 100 万スイスフラン以上の預金者に対して手数料を徴収している。 <p>○ソーシャルファイナンスの現況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融セクターに強みを持ち多くの国際機関の拠点があるスイスはソーシャルファイナンスのリーダー的役割が期待されている。 <p>○クラウドファンディングの現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スイスのクラウドファンディング市場は急速に拡大し、2017 年は前年比ほぼ 3 倍の伸びを記録。クラウドファンディング先進国へ急速にキャッチアップしている状況。 <p>○最近のリテール決済の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード、デビットカードともに決済残高と発行枚数は増加傾向。モバイル決済も拡大。 <p>○リテール決済に関する法規制の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィンテック企業の市場参入への障壁を低くしスイス金融センターの競争力を高めることを企図。 ・金融仲介機能の統一的な競争環境整備と顧客保護改善。 <p>○ポストフィナンスの今後の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナス金利で資金利益が上げ難い中で、収益の多様化を図っている。 ・2015 年、スイス国立銀行により「システム上重要な銀行」に指定された。 ・社会のデジタル化の進展に伴い、2017 年夏に経営層を入れ替え、リテール部門と法人部門の新組織を設立するなど対応策を採った。2020 年末までにデジタル化のリーディングバンクとなることを目標としている。 	<p>○スイス国立銀行は 2015 年 1 月 22 日からマイナス金利政策を導入している。</p> <p>○UBS のオプティムス基金は 2015 年 6 月にインドの女子教育を支援する世界初のデベロップメント・インパクト・ボンド(DIB)に投資。赤十字国際委員会は 2017 年 9 月に世界初となるヒューマニタリアン・インパクト・ボンド(HIB)を発行。</p> <p>○2017 年 7 月に銀行規則を改正。</p> <p>○FINMA は 2018 年 4 月に日本の金融庁と「フィンテック推進協力に係る書簡」を交換。</p> <p>○FINMA は 2018 年 2 月に「インシヤル・コイン・オフアリング(ICOs)」に関するガイドラインを策定。</p> <p>○2018 年 6 月に金融サービス法(FinSA)と金融機関法(FinIA)を採択。</p> <p>○具体的には、デジタル化を軸とするモバイル決済、フィンテック、クラウドレンディング等である。</p> <p>○通常の銀行よりも厳格な自己資本等の規制が課されるが、バーゼルⅢの基準を大きく上回る健全な経営状態を保っている。</p>
--	---